

民主主義の危機を訴え、参議院で廃案に！

小寺隆幸

日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会



日本学術会議法案の参議院審議が始まった。衆議院審議の過程での四回の「人間の鎖」行動に延べ一三〇〇名が参加し、ネット署名が六万筆へ急増するなど廃案をめざす市民の声は広がっている。また学術会議総会の全面修正決議を受けて学協会も続々と声明を発している。学術会議の自律性・自主性を根拠づける最重要の規定である「科学者の総意の下に」(現行法前文)を削除し、法案反対の声が学術界の「総意」となりつつあることも一顧だにせず、「科学者の代表機関」のあり方を政府が押し付ける異常さを目の当たりにして、人々も法案の本質を見抜き始めている。

衆議院内閣委員会での審議はわずか一四時間。九日の委員会審議で次に掲げる重大な問題発言がなされたが、議論もされずに採決が强行された。国民民主党や保守系議員さえ反対する中で、学術会議を口汚く罵る煽動者としての日本維新の会を抱き込み二対一八の僅差で可決、一三日に衆議院を通過させた。参議院ではまずこれらの発言を徹底的に追及すべきである。

①維新の質問に坂井大臣は「特定なイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は解任できる」と答弁した。法案二二条「著しく不適

当な行為をしたときは解任を求める」の「不適当な行為」に「発言」も含まれると明言したのである。これは治安維持法やレッドパージ同様の言論を理由とした追放を容認するもので、憲法二二条「言論・表現の自由」の否定である。撤回させ辞任に追い込むことは、民主主義を守る最優先の課題である。

②三四条秘密保持義務に関して、政府が示す情報に秘密保護法に関わるものが含まれることは「将来の可能性として排除しない」と大臣は答えた。内閣府室長の答弁とも異なり、「安全保障分野に活用するため、アカデミアを含む最先端の研究者の参画促進に取り組む」(二〇二三年国家安全保障戦略)ための秘密保持に他ならない。

③問題の発端である二〇二〇年の「任命拒否」について大臣は「推薦名簿が提出される前の意見交換の中で任命の考え方のすり合わせまで至らなかった」と発言した。これは二〇年一月の菅首相国会答弁の繰り返しだが、その時点の学術会議会長だった山極氏は、話し合いはなかったと否定している。その後二四年の「会員任命拒否理由の情報公開訴訟」において、二〇年六月一二日に六名に「X」を付けた表が政府から学術会議事務局に送られ

ていた事実が明らかになった。今回坂井大臣が改めて「意見交換」したと主張する以上、いつ誰が山極会長と話し合ったのかを明らかにするべきである。

さらに中曽根首相が国会で約束した政府見解を二〇一八年に極秘裏に変更した際の法制局審査資料の全面開示を求めた訴訟で、東京地裁は五月一六日に一部非開示を違法と断じた。この司法の判断を受けとめ、国会での約束を行政が勝手に解釈変更した過程を立法院は徹底追及すべきだ。

この闘いは「学問の自由」とともに、「言論・表現の自由、民主主義、法治主義」を守れというより大きな闘いとして、すべての民主団体の共同の取り組みとして展開していきたい。そうしてこそ廃案の可能性も開ける。

五月二〇日の院内集会で発した緊急声明(別稿参照)をもとに、言論の自由を守るための院内集会を六月三日夜に行なう。また参議院審議日には総がかり行動実行委、市民連合九条の会の協賛も得て、国会前で写真のような「人間の鎖」行動を行なう(六月五日と二〇日、正午から一時、採決時の緊急行動については大学フォーラムHPに掲載)。学問の自由と民主主義をここで失うわけにはいかない。

の廃案を求める。以下にその理由を示す。

1 〈特殊法人化の不適合性について〉

今回の法案は、1948年制定の現行日本学術会議法に基づき、日本学術会議が国の機関として、経費の国庫負担、また職務の独立性を保障されているにも拘わらず、同法を廃止し、主務官庁の長として内閣総理大臣が監督する特殊法人に切りかえるものであり、独立に政府等に科学的助言を行うというナショナル・アカデミーとしての日本学術会議の使命遂行に照らして、そもそも不適合な立法措置である。このことは、政府による科学の独立性の軽視と科学の手段化を深く憂慮させるものであり、認めることができない。

2 〈立法の必要性について〉

今回の法案は、2004年法改正による日本学術会議の大きな改革の後、同改正の附帯決議の要請の下、改正後10年の見直しを行った「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議(内閣府科学技術政策担当大臣設置)」(2015年3月20日)が示した結論、すなわち「国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待されている機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい」について、これを覆し法案を成立させるべき新たな必要性を、日本学術会議のこの間の運営および活動に即して根拠づけることなく提出されたものであり、立法事実を欠くものである。

3 〈ナショナル・アカデミーとしての国際基準と評価について〉

今回の法案は、日本学術会議が「日本学術会議のより良い発揮に向けて」(2021年4月22日)において、改革検証基準としたナショナル・アカデミーの5要件を充たすものとなっていない。これについて2025年4月15日に開催された日本学術会議総会は、声明と決議を採択して、大きな懸念を表明し、国会審議における法案の抜本的修正を求めている。この5要件は、国際的に見てナショナル・アカデミーの共通の要件と考えられるものであって、法案の成立は、科学者の国際的なコミュニティにおいて否定的な評価を受けるであろう。ナショナル・アカデミーと国際的学会によって組織される国際学術会議は、この間、日本政府による日本学術会議への介入を危惧し注視している。

4 〈前文の削除について〉

今回の法案は、現行日本学術会議法の前文を削除するが、これについて前文が現在の法律の形式になじまず、また、法案の目的規定に前文の趣旨が活かされていると説明されている。ただし、現行法律に前文を付けることが一律に排除されているわけではない。前文の「科学者の総意の下に」設立という文言は、日本学術会議の自律性・自主性を根拠づける最重要の規定であるが、法案の目的規定には取

り込まれていない。日本学術会議の歴史的意義と使命を述べる前文の削除は、明らかに、日本学術会議を特殊法人として内閣総理大臣の監督の下におく法案の狙いに相応し、日本学術会議を根本的に変質させるものであり許されない。

5 〈「日本学術会議管理法」案であることについて〉

今回の法案は、内閣総理大臣が日本学術会議の活動を「業務」として管理するためのものである。管理の手段は、計画と評価のシステムであり、6年の中期的な計画、それを踏まえた年度計画の作成、年度毎の自己点検・自己評価の実施、自己点検・評価報告書の作成、提出というプロセスが規定され、内閣府に設置される日本学術会議評価委員会が入口と出口において意見を述べる権限を持つ。評価意見は、内閣総理大臣にただちに通知され、日本学術会議は次期の取組みにこれを反映しなければならない。また、内閣総理大臣が任命する2名の監事は、日本学術会議の役員として業務と財務を全面的に監査し、かつ、日本学術会議、役員、会員または職員の「不正の行為」等の摘発にあたる。さらに内閣総理大臣は自ら監督者として種々の監督権限(処罰権限を含む)を行使できる。このような制度は、日本学術会議の独立性、自主性の強化という法案の喧伝とは真逆の事態を生む。

6 〈日本学術会議の人的連続性について〉

今回の法案は、会員選考につきいわゆるコ・オプテーション制(現会員による次期会員の選考制度)を引き続き採用するにも拘わらず、現会員204名の次期(第27期)、次々期(第28期)の会員候補者選考権を否認している。次期(第27期)会員候補者選考は、現会長が内閣総理大臣の指名する2名の科学者と協議して任命する特別の選考委員会(10ないし20名)が行うとされる。さらに新法人下の第28期会員候補者選考も、異例のことにこの特別選考委員が「会員候補者選定委員会」委員として行うとされる。このような特別の方式を採用することについての政府の説明はいまいであり、現会員の会員候補者選考権を恣意的に奪っていると言わざるをえない。

7 〈日本学術会議と政府との信頼関係の再構築について〉

衆議院の附帯決議は、第1項で政府に対して日本学術会議との信頼関係の構築に努めることを要請している。今回の法案は、日本学術会議によって大きな懸念が示され抜本的修正を求められている。日本学術会議のこの要請に応えることなく法案が成立することになれば、政府と日本学術会議の溝は、いっそう大きくなるであろう。日本学術会議の独立の科学的助言は、政府のみならず、社会そして市民にとっての重要な判断に際して役割を果たしうるものであり、民主主義社会に不可欠のものである。国会は、今回の法案を廃案とし、政府と日本学術会議の信頼関係の再構築への道を開くべきである。

民主主義を破壊する「日本学術会議法案」の徹底審議と廃案を！ ——思想信条差別答弁の撤回および坂井担当大臣の辞任を求めます——

2025年5月20日
日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会

「日本学術会議法案」が、抜本的修正を求める学術会議を無視して、わずか14時間の委員会審議で衆議院を通過し、参議院での審議が始まろうとしています。

衆議院での審議の過程では、一部の議員が法案審議の場を乱用する形で、学術会議の沿革・歴史に対する根拠なき中傷や会員・元会員に対する一方的個人攻撃を行ない、法案提出責任者である坂井担当大臣がこれを制止するどころか、むしろ便乗・呼応して、「特定のイデオロギーや主張を繰り返す会員は今後の法案では解任できる」と答弁するという重大な事態が生じました。

今回の法案で新たに設けられた会員の「解任」に関する規定や「罰則」規定が、実は思想信条による選別・排除のために用いられ得ることを暴露したものとと言えます。これはもはや「学問の自由」、あるいは学術会議に関する政府の介入強化という問題の域を超えた、人権や民主主義の根幹に関わる事態と言えます。

このような法案の成立、あるいはそれ以前にこのような答弁が政府により国会でなされること自体が、民主主義にとっての重大な脅威であり、許されません。特定政党・個人への攻撃を行なうことで議場内に恐怖と萎縮を引き起こし、政党間にも分断を持ち込もうとする議員の言動と、これに呼応する坂井大臣の答弁は、ほとんど全体主義やファシズムの到来を予見させるものでさえありました。坂井大臣は答弁を撤回し、辞任すべきであり、その実現のため、国会は党派を超えて立ち上がるべきと考えます。

学術会議を解体し、その独立性・自律性を奪って政府の意のままになる機関にしようとする今回の法案は、学問の自由、ひいては私たちの社会の民主主義の根幹を脅かすものです。私たちは本法案に断固反対し、廃案とするため、以下を求めます。

1. 坂井大臣の答弁の撤回、および辞任を国会が党派を超えて求め、実現すること。
2. 石破総理は坂井氏を罷免すると共に、学術会議法に基づく本来の所轄大臣として本法案をめぐるすべての審議に出席・答弁し、学術会議の立場を真摯に受け止めて学術会議会長、歴代会長、学協会等の関係者との面談・協議に応じること。
3. 参議院での審議において本法案の内容・手続き両面にわたる問題点の徹底的検証が行われること。学術会議の同意を欠いたまま提出、強行することはそれ自体が学術会議の独立性の侵害であり、学術会議法違反であることを確認すること。
4. 本法案に至る、学術会議に対する政府の度重なる介入・圧力の出発点である2020年のいわゆる「任命拒否」事件の真相・背景を徹底的に追及し、必要資料提出、証人喚問等を求めること。それにより、2020年以来の政府による学術会議に対する介入のたくらみの全貌を明らかにし、今回の法案が全く受け入れ難いものであることを確認すること。

「日本学術会議法案」を廃案に！

学問の自由、ひいては平和と民主主義を守るため、すべての政党が自覚を新たにして党派を超えて立ち上がることを求めると共に、研究者、学協会、文化・芸術団体、そしてすべての市民が声を上げることを呼びかけます。

「『日本学術会議法』案の廃案を求める」声明

2025年5月20日

梶田隆章(日本学術会議第25期会長)

山極壽一(同第24期会長)

大西隆(同第22-23期会長)

広渡清吾(同第21期)

黒川清(第19-20期会長)

吉川弘之(第17-18期会長)

私たちは、5月13日衆議院で可決された「日本学術会議法」案について、本年2月すでに石破茂首相に対して、法

案撤回の要請を行う声明を発表している。参議院での審議の開始に際して、2月声明を踏まえあらためてこの法案

121	4月26日	日本地理学会
122	4月26日	日本学術会議の会員任命拒否の撤回を求める中野区民の会
123	4月26日	日本環境会議
124	4月26日	日本文化人類学会
125	4月26日	比較家族史学会
126	4月27日	地理科学学会
127	4月27日	日本印度学仏教学会
128	4月27日	文化財保存全国協議会
129	4月27日	東京地区大学教職員組合協議会(都大教)
130	4月28日	中国四国前方後円墳研究会
131	4月28日	日本解放社会学会
132	4月28日	日本地域福祉学会
133	4月28日	日本宗教学会
134	4月28日	考古学研究会
135	4月28日	日本言語学会
136	4月28日	民主主義科学者協会法律部会
137	4月28日	サービス学会
138	4月28日	青少年問題学会
139	4月28日	日本ベンクラブ
140	4月29日	社会文化学会
141	4月29日	日本移民学会
142	4月29日	環境社会学会
143	4月29日	日本社会病理学会理事会有志
144	4月29日	日本哲学系諸学会連合(JFPS)
145	4月29日	日本近代文学会
146	4月30日	日本学術会議の「特殊法人化」に反対するオンライン署名呼びかけ団体
147	4月30日	日本西洋古典学会
148	4月30日	原発事故を考える町田市民の会
149	4月30日	日本スポーツとジェンダー学会
150	4月30日	日本社会保障法学会
151	4月30日	女性科学研究者の環境改善に関する懇談会(JAICOWS)
152	4月30日	国際ジェンダー学会
153	4月30日	日本体育・スポーツ・健康学会
154	4月30日	山口県弁護士会
155	5月1日	労務理論学会
156	5月1日	中古文学会
157	5月1日	早稲田大学教員組合
158	5月2日	日本アフリカ学会
159	5月2日	第二東京弁護士会
160	5月2日	憲法会議
161	5月2日	日本現代中国学会
162	5月2日	日本カリキュラム学会
163	5月2日	歴史学研究会
164	5月2日	日本チベット学会
165	5月2日	比較法学会
166	5月2日	東京弁護士会
167	5月3日	日本語音声コミュニケーション学会
168	5月3日	心理科学研究会
169	5月3日	日本文学協会
170	5月3日	日本生活教育連盟
171	5月3日	札幌唯物論研究会
172	5月3日	ゲノム問題検討会議
173	5月5日	上代文学会
174	5月5日	日本歌謡学会
175	5月6日	日本労働法学会 現・元代表理事
176	5月6日	基礎法学系学会連合 連絡員会議有志
177	5月7日	平和資料館・草の家
178	5月7日	中世文学会
179	5月7日	日本オリエント学会
180	5月7日	東京大学教職員組合 執行委員会有志
181	5月7日	日本倫理学会
182	5月7日	日本心理学会
183	5月7日	日本法哲学会
184	5月7日	生物科学学会連合
185	5月7日	早稲田大学 教職員有志
186	5月7日	日本時間学会
187	5月8日	「宗教と社会」学会
188	5月8日	東欧史研究会

189	5月8日	日本体育・スポーツ・健康学会
190	5月8日	市民と政治をつなぐ江東市民連合
191	5月8日	九条・まちだ
192	5月8日	経営関連学会協議会
193	5月8日	日本中東学会
194	5月8日	千葉県弁護士会
195	5月9日	日本ヘーゲル学会
196	5月9日	立憲民主党
197	5月9日	藝能史研究會
198	5月9日	日本体育スポーツ健康科学学術連合
199	5月9日	数理社会学会
200	5月10日	和歌文学会
201	5月10日	日本法社会学会
202	5月10日	日本学術会議の会員任命拒否の撤回を求める中野区民の会
203	5月11日	高大連携歴史教育研究会
204	5月11日	新英米文学会
205	5月12日	公益財団法人 史学会
206	5月12日	北海道の大学・高専関係者有志アピールの会(HUAG)
207	5月13日	日本保健医療社会学会 理事会有志
208	5月13日	日本語学会
209	5月13日	日本オセアニア学会
210	5月13日	日本戦没学生記念会(わだつみ会)
211	5月14日	仏教文学会
212	5月14日	日本学術会議の会員任命拒否の撤回を求める中野区民の会
213	5月14日	日本学術会議の解体を許さない宮城の会
214	5月14日	許すな！『日の丸・君が代』強制、止めよう！改憲・教育破壊 全国ネットワーク
215	5月14日	京都私学退職者の会
216	5月14日	静岡県弁護士会
217	5月15日	自由法曹団
218	5月15日	日本近世文学会
219	5月15日	日本体力医学会
220	5月15日	日本アメリカ学会 理事会有志
221	5月16日	言語文化教育研究学会
222	5月16日	日本経営学会
223	5月16日	説話文学会
224	5月16日	日本科学者会議 富山支部
225	5月16日	山梨県弁護士会
226	5月16日	岐阜県弁護士会
227	5月16日	島根県弁護士会
228	5月17日	日本教育工学会
229	5月17日	社会政策学会
230	5月17日	日本科学者会議 滋賀支部
231	5月17日	愛知県内大学関係者有志
232	5月17日	東北弁護士会連合会
233	5月18日	日本科学者会議 東京支部
234	5月18日	市民連合めぐろ・せたがや
235	5月19日	全国大学高専教職員組合(全大教)
236	5月19日	近畿弁護士連合会
237	5月19日	札幌弁護士会
238	5月19日	技術教育研究会 有志
239	5月19日	長野県弁護士会
240	5月19日	愛知県弁護士会
241	5月19日	長崎県弁護士会
242	5月20日	日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会
243	5月20日	平和・国際教育研究会
244	5月20日	日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会
245	5月20日	日本学術会議元会長(梶田隆章, 山極壽一, 大西隆, 広渡清吾, 黒川清, 吉川弘之)
246	5月20日	沖縄県弁護士会
247	5月20日	青森県弁護士会
248	5月21日	岡山弁護士会
249	5月22日	信州在住／関係する大学人
250	5月22日	兵庫県弁護士会
251	5月22日	鳥取県弁護士会
252	5月23日	栃木県弁護士会

【日本学術会議「法人化」問題に対する声明等を発表した学会・団体】

(2025年5月23日現在、「大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム」(大学フォーラム)のHP参照)

※注：すべての声明を網羅できているわけではありません。

2024年		
1	1月22日	大学フォーラム
2	1月22日	大学フォーラム
3	2月13日	全国大学高専教職員組合(全大教)中央執行委員会
4	3月1日	歴史科学協議会 理事会・全国委員会
5	4月15日	学問と表現の自由を守る会、学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団、大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム、立憲デモクラシーの会
6	4月15日	日本歴史学協会
7	6月9日	日本科学者会議 第55回定期大会大会決議
8	6月10日	日本学術会議元会長(吉川弘之、黒川清、広渡清吾、大西隆、山極壽一、梶田隆章)
9	6月19日	日本弁護士連合会
10	6月20日	日本私立大学教職員組合連合(日本私大教連)中央執行委員会
11	12月17日	大学フォーラム
12	12月26日	世界平和アピール七人委員会
2025年		
13	1月8日	大学フォーラム
14	1月17日	日本科学者会議 事務局長談話
15	1月19日	戦争と医学医療研究会
16	1月20日	軍学共同反対連絡会 幹事会
17	1月21日	澤藤統一郎・清水雅彦・野田隆三郎ほか
18	1月24日	教育科学研究会 常任委員会
19	1月24日	日本民主法律家協会
20	1月26日	新潟県学者研究者の会
21	1月29日	「核のゴミ」地層処分問題の全国声明世話人会
22	1月30日	日本科学者会議 岡山支部
23	1月30日	日本化学連合・日本数学会・生物科学学会連合・日本地球惑星科学連合・日本天文学会・日本物理学会
24	2月2日	日本歴史学協会ほか
25	2月3日	新日本スポーツ連盟附属スポーツ科学研究所
26	2月4日	日本科学史学会
27	2月4日	平和と人権を希求するオール明治の会
28	2月7日	日本科学者会議 京都支部
29	2月7日	仙台弁護士会
30	2月7日	学問と表現の自由を守る会
31	2月7日	全国大学高専教職員組合(全大教)中央執行委員会
32	2月8日	日本科学者会議 愛知支部
33	2月10日	地学団体研究会 全国運営委員会
34	2月10日	歴史科学協議会
35	2月11日	新潟大学教員有志アピール
36	2月15日	自由法曹団
37	2月15日	学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める弁護団
38	2月15日	安全保障関連法に反対する学者の会
39	2月15日	民主主義科学者協会法律部会
40	2月15日	北海道私立大学教職員組合連合
41	2月18日	日本学術会議元会長(吉川弘之、黒川清、広渡清吾、大西隆、山極壽一、梶田隆章)
42	2月22日	日本バグウォッシュ会議
43	2月22日	社会教育推進全国協議会
44	2月23日	歴史教育者協議会
45	2月26日	奈良弁護士会
46	2月27日	日本学術会議 会長談話
47	2月27日	神奈川県大学人有志
48	3月1日	唯物論研究協会
49	3月4日	東京歴史科学研究会
50	3月7日	日本私立大学教職員組合連合(日本私大教連)中央執行委員会
51	3月8日	公益社団法人部落問題研究所
52	3月9日	婦人民主クラブ
53	3月10日	日本学術会議法案の撤回を求める国立大学人文社会科学系学部長有志
54	3月10日	軍学共同反対連絡会
55	3月12日	大学横断ネット(「稼げる大学」法の廃止を求める大学横断ネットワーク)
56	3月12日	新日本婦人の会

57	3月12日	子どもと教科書全国ネット21
58	3月13日	大学フォーラム ほか(賛同団体一覧)
59	3月14日	日本科学者会議 新潟支部
60	3月15日	日本科学者会議 幹事会
61	3月17日	日本学術会議 第26期法学委員会
62	3月17日	社会思想史学会 幹事会
63	3月17日	北海道の大学・高専関係者有志アピールの会(HUAG)
64	3月18日	大学評価学会 理事会
65	3月18日	日本弁護士連合会
66	3月19日	世界平和アピール七人委員会
67	3月23日	北海道地域・自治体問題研究所
68	3月24日	福岡県弁護士会
69	3月24日	北海道3弁護士団体
70	3月25日	日本科学者会議茨城支部
71	3月27日	教育史学会
72	3月28日	神奈川県弁護士会
73	3月29日	ジェンダー法学会
74	3月30日	心理科学研究会
75	3月31日	民主主義科学者協会 法律部会
76	3月31日	民主主義科学者協会 法律部会
77	4月1日	武谷三男史料研究会
78	4月1日	日本教育学会
79	4月3日	日本科学者会議福井支部
80	4月5日	文化団体連絡会議(文団連)
81	4月10日	治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟札幌支部
82	4月11日	日本学術会議の「特殊法人」化に反対するオンライン署名呼びかけ団体
83	4月14日	日本生活指導学会
84	4月15日	全日本退職教職員連絡協議会
85	4月18日	早稲田大学生生活協同組合
86	4月19日	経済理論学会
87	4月21日	京都弁護士会
88	4月21日	社会学系コンソーシアム
89	4月21日	日本都市社会学会
90	4月21日	日本歴史学協会
91	4月21日	社会教育推進全国協議会
92	4月21日	日本教育学会
93	4月21日	群馬弁護士会
94	4月22日	日本比較経営学会
95	4月22日	自由と人権通信
96	4月22日	歴史科学協議会
97	4月22日	社会政策学会
98	4月22日	経済地理学会
99	4月23日	関西地区私立大学教職員組合連合(関西私大教連)
100	4月23日	日本社会福祉系学会連合
101	4月23日	宮城県教職員組合協議会
102	4月23日	日本村落学会
103	4月23日	地域社会学会
104	4月23日	日本社会理論学会
105	4月23日	日本社会福祉学会
106	4月23日	社会事業史学会
107	4月23日	日本労働社会学会
108	4月23日	京都弁護士会
109	4月24日	宮城県弁護士会
110	4月24日	貧困研究会
111	4月24日	日本社会分析学会
112	4月24日	早稲田大学教員有志
113	4月24日	日本社会学会
114	4月24日	日本フェミニスト経済学会
115	4月25日	日本社会福祉教育学会
116	4月25日	金沢弁護士会
117	4月25日	日本考古学協会
118	4月25日	日本ジェンダー学会
119	4月25日	ジェンダー法学会
120	4月25日	日本宗教研究諸学会連合